

富士市上下水道企業公告第5号

富士市終末処理場管理運転等業務委託について、公募型プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和 7 年 4 月 3 日

富士市長 小長井 義正



記

1 業務概要

(1) 事業名

富士市終末処理場管理運転等業務委託

(2) 事業実施場所

富士市東部浄化センター 富士市富士岡南 260 番地の 1

富士市西部浄化センター 富士市宮島 1260 番地

富士市内管路・マンホールポンプ施設

(3) 業務の概要及び目的

富士市東部浄化センター、富士市西部浄化センター及びマンホールポンプ施設における施設の運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ調達及び一部の修繕等並びに管路施設の定期的対応（巡視及び点検を含む）、緊急的対応及び改築、ストックマネジメント計画案の作成（処理場・管路施設）等の各業務を委託する。

民間事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、性能発注・複数年契約を実施し、維持管理レベルの向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

(4) 対象施設

対象施設は以下のとおりとし、各施設の概要は別に交付する「富士市終末処理場管理運転等業務委託 特記仕様書」に示すものとする。

(ア) 富士市東部浄化センター

(イ) 富士市西部浄化センター

(ウ) マンホールポンプ施設

(エ) 管路施設

(5) 対象業務

対象となる主な業務は以下のとおりとし、各業務の詳細は別に交付する「富士市終末処理場管理運転等業務委託 特記仕様書」に示すものとする。

(ア) 終末処理場等に関する業務

① 処理場施設の運転操作、監視に関する業務

② 水質管理に関する業務

③ 設備の保守点検に関する業務

④ 環境整備に関する業務

- ⑤ 物品の調達管理に関する業務
- ⑥ 修繕に関する業務
- ⑦ 連携調整に関する業務
- ⑧ その他業務

(イ) 管路施設に関する業務

- ① 管路施設の定期的対応（点検を含む）に関する業務
- ② 管路施設の緊急的対応に関する業務
- ③ 管路施設の改築に関する業務
- ④ マンホールポンプ施設に関する業務

(ウ) 統括技術管理に関する業務

- ① 一元的統括技術管理業務
- ② スtockマネジメント計画策定支援業務
- ③ データベース化業務
- ④ セルフモニタリング業務
- ⑤ 技術提案に係る支援業務
- ⑥ 管路施設における CM 方式の導入可能性検討業務

(6) 委託方式

本業務は、管理と更新の一体マネジメント方式であるウォーターPPP（「PPP/PFI アクシオン推進プラン(令和5年改訂版)」令和6年5月2日民間資金等活用事業推進会議決定を参照のこと。）とする。

(7) 業務期間等

業務期間、履行準備期間及び業務引継準備期間並びに業務時間は以下のとおりとする。

- (ア) 業務期間：令和8年1月1日から令和17年12月31日まで
(地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第214条の規定に基づく債務負担行為)
- (イ) 履行準備期間及び業務引継準備期間：令和7年10月上旬から令和7年12月31日まで（ただし、履行準備期間は契約締結までの間において優先交渉権者が履行着手にあたって準備に要する期間とする。）
- (ウ) 業務時間：24時間終日を基本とする。ただし、一般仕様書第2章「業務内容等」に応じて委託者と受託者の協議により定めることができる。なお、履行準備期間及び業務引継準備期間中の費用は、受託者の負担とする。

(8) 委託料の契約上限額

委託料の契約上限額及び業務期間中の各年度の支払上限額は、次のとおりとする。

なお、委託料支払い方法は、業務契約書（改築業務以外の関連業務（案））及び業務契約書（改築業務（案））に従い行う。

- 令和7年度(令和8年1月1日～令和8年3月31日) (320,210千円・税込み)
- 令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日) (1,442,452千円・税込み)
- 令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日) (1,286,351千円・税込み)
- 令和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日) (1,264,626千円・税込み)
- 令和11年度(令和11年4月1日～令和12年3月31日) (1,412,895千円・税込み)

令和 12 年度(令和 12 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日) (1, 479, 676 千円・税込み)
令和 13 年度(令和 13 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日) (1, 205, 391 千円・税込み)
令和 14 年度(令和 14 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日) (1, 127, 687 千円・税込み)
令和 15 年度(令和 15 年 4 月 1 日～令和 16 年 3 月 31 日) (1, 237, 368 千円・税込み)
令和 16 年度(令和 16 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日) (1, 140, 865 千円・税込み)
令和 17 年度(令和 17 年 4 月 1 日～令和 17 年 12 月 31 日) (973, 071 千円・税込み)

総額 (12, 890, 592 千円・税込み)

(9) 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たって、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2 応募の者の構成等

本業務に応募する参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 参加者は、複数企業（会社及び各種法人を含む）で構成されるグループ（以下「応募構成グループ」という。）とする。
- (2) 応募構成グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々が適切な役割を担うものとする。
- (3) 応募構成グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から参加者を代表し、市との交渉窓口となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。
- (4) 応募構成グループの構成員は、他の参加者と重複参加できないものとする。
- (5) 災害対策の強化、異業種間の連携等による地元企業従事者の技術力向上及び災害協定を締結していること等を勘案し、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（静岡県部会）の富士市内に本社がある全社（9 社）で構成しているふじのくに下水道管理業協同組合を共同企業体又は SPC に参画させるものとする。なお、ふじのくに下水道管理業協同組合が担う業務等については、各応募グループ及びふじのくに下水道管理業協同組合間で調整を行うものとする。
- (6) 本業務の主たる業務※は、共同企業体又は SPC の構成員以外の第三者に委任又は請け負わせてはならない。
- (7) 本業務の主たる業務を複数の企業が担う場合は、すべての企業を構成員に含めなければならない。

※本業務の主たる業務とは、以下の業務をいう。

- ・ 終末処理場等に関する業務：処理場施設の運転操作・監視に関する業務、水質管理に関する業務のうち運転管理業務及び運転管理上必要となる定期的な巡視及び日常試験業務、保守点検に関する業務のうち日常点検業務
- ・ 管路施設に関する業務：管路施設の定期的対応（点検を含む）に関する業務のうち巡視及び点検、管路施設の改築に関する業務
- ・ 統括技術管理業務：一元統括技術管理業務

3 参加資格要件

(1) 通則

参加者の構成員のすべては、募集公告及び業務説明書等の公表から参加表明書の提出期限日までに次の要件をすべて満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- ウ 本市が規定する「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（富士市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- オ 法人税、事業税、消費税その他の地方税及び国税の区分を問わずの一切の税金を滞納していないこと
- カ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (エ) 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- キ 本事業に係る発注支援業務を受託した次の者に対して資本面若しくは人事面において関連がある者で無いこと。この場合、資本面において関連がある者とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

・PwC アドバイザリー合同会社

東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

・PwC 弁護士法人

東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

(2) 参加者の条件等

応募構成グループは、参加表明書の提出期限日までに、次の要件をすべて満たす者とする。なお、契約締結までの間に参加者が資格要件を満たさなくなった場合、契約締結はできないものとする。但し、市が参加者の申請によりやむを得ない事情があると判断した場合には、構成員の変更を認める場合がある。

ア 次の(ア)の施設を有する下水道法第2条第6号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)における(イ)の要件を満たす維持管理業務について、同一の下水道終末処理場において3年以上継続して履行し、平成27年4月1日以降に業務完了した実績(元請に限る。共同企業体による実績はいずれかの構成員によるものとする。)を有する者であり、かつ(ウ)の資格を有する者であること。

(ア) 次に掲げる施設をすべて有する施設(ただし、①、②は同一の終末処理場でなくとも可とする)

① 1日当たりの汚水30,000立方メートル以上の現有処理能力(日最大)を有し、分流式(分流の割合が30,000立方メートル以上の一部合流式も含む。)かつ標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設

② 汚泥消化設備を有する汚泥処理施設

(イ) 次に掲げる要件をすべて満たす維持管理業務

① 包括的民間委託された業務

② 運転管理、日常点検、定期点検、電力・薬品等のユーティリティ管理を含む業務(包括的民間委託レベル2以上)

(ウ) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条第1項の規定に基づき、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

イ 管路施設に関する業務において、定期的対応業務のうち点検又は清掃を行う者及び緊急的対応業務のうち清掃又は詳細調査を行う者並びにマンホールポンプ施設業務を行う者は、次の(ア)を、緊急的対応業務のうち修繕又は改築業務のうち管路布設替えを行う者は、次の(イ)を、改築業務のうち管路更生を行う者は、次の(ウ)を満たす者であること。

(ア) 定期的対応業務(点検又は清掃)及び緊急的対応業務(清掃又は詳細調査)並びにマンホールポンプ施設業務に関する要件

次に掲げる要件をいずれか満たす者を業務主任者として本業務の対象業務に配置できる者であること。

① 地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験(管路施設)に合格していること。(※1)

- ② 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理技士（資格の種類・部門を問わない）の認定を受けていること。（※1）

（イ）管路施設の緊急的対応業務に係る修繕又は改築業務に係る管路布設替えに関する要件

参加者が各種法人である場合、当該各種法人の構成員（法人の組合員等）が要件を満たす者であること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。（※1）
- ② 富士市における建設業工事競争入札参加資格土木一式工事に登録された者であること。（※1）
- ③ 次のいずれかの要件を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該業務に配置できること
 - 1) 地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格していること。（※1）
 - 2) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（修繕・改築）の認定を受けていること。（※1）

（ウ）管路施設の改築業務に係る管路更生に関する要件

参加者が各種法人である場合、当該各種法人の構成員（法人の組合員等）が要件を満たす者であること。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき土木工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。（※1）
- ② 富士市における建設業工事競争入札参加資格土木一式工事に登録された者であること。（※1）
- ③ 過去に公共工事において、下水道管渠又は同等構造管渠の管更生工事（工法は公益財団法人日本下水道新技術機構の本管及び取付管についての建設技術審査証明書を有する工法としたものに限る。）を元請又は一次下請として施工した実績を有すること（元請の共同企業体として施工した場合は、当該共同企業体における出資比率が20パーセント以上であること）。（※1）
- ④ 建設業法に基づく土木一式工事の技術者資格を有し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該業務に配置できること
 - 1) 地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格していること。（※1）
 - 2) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（修繕・改築）の認定を受けていること。（※1）
 - 3) 公益財団法人日本下水道新技術機構の管更生についての建設技術審査証明書を有する工法を保有している協会から技術管理者に認定されていること。

※1 該当業務をふじのくに下水道管理業協同組合が担う場合、同組合内が該当の資格・実績を保有している又は該当資格保有者が所属していることから、資

格・実績要件の充足又は有資格者の配置は不要とする。(以下同)

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる要件をすべて満たす者を総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

(ア) 下水道法第 22 条第 2 項に基づく下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の 3 に規定する資格を有する者

(イ) (2) ア(ア)の施設を有する下水道終末処理場における維持管理業務について、総括責任者(期間は問わない。)又は 2 年以上副総括責任者として従事した経験を有する者

(ウ) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

イ 次に掲げる要件をすべて満たす者を副総括責任者として専任かつ常駐で本業務に配置できる者であること。

(ア) 下水道法第 22 条第 2 項に基づく下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者

(イ) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

ウ 次に掲げる要件をすべて満たす者を統括技術管理責任者として本業務に配置できる者であること。

(ア) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

(イ) 下記いずれかの資格を有する者

- ・ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に規定する上下水道部門(選択科目: 下水道)又は総合技術監理部門(選択科目: 下水道)のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者
- ・ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う RCCM 資格試験(下水道部門)に合格し、登録を受けている者

エ 次に掲げる要件をすべて満たす者を業務主任者として専任かつ常駐で本業務の対象業務に配置できる者であること。ただし、終末処理場等に関する各業務の業務主任者の兼任は妨げない。

(ア) 終末処理場等に関する各業務業務においては、下水道法第 22 条第 2 項に基づく下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する資格を有する者又は下水道終末処理場の維持管理業務について 3 年以上の実務経験を有する者

(イ) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

オ 次に掲げる要件をすべて満たす者を業務主任者として本業務の対象業務に配置できる者であること。

(ア) 管路施設の定期的対応業務(点検又は清掃)及び緊急的対応業務(清掃又は詳細調査)並びにマンホールポンプ施設業務(点検又は清掃)においては、地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験合格者(管路施設)又は公益社団法人日本下水道管路管理業協会下水道管路管理技士(資格の種類・部門を問わない)の資格を有する者(※1)

(イ) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

カ 次に掲げる要件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として本業務の対象業務に配置できる者であること。

(ア) 管路施設の緊急的対応業務（修繕）又は改築業務（管路布設替え）においては次の①、②のいずれかの資格を、改築業務（管路更生）においては次の①、②、③のいずれかの資格を有する者であること。

① 地方共同法人日本下水道事業団の下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格していること。（※1）

② 公益社団法人日本下水道管路管理業協会の下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士又は下水道管路管理専門技士（修繕・改築）の認定を受けていること。（※1）

③ 公益財団法人日本下水道新技術機構の管更生についての建設技術審査証明書を有する工法を保有している協会から技術管理者に認定されていること。

(イ) 法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者

キ 次に掲げる要件を満たす者を電気主任技術者として本業務に配置できる者であること。

(ア) 電気主任技術者の資格を有する者

(4) 参加資格確認基準日

参加者は、参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（令和7年5月16日（金））とする。

4 公募型プロポーザル手続き等

(1) 説明会

参加者に対して、以下のとおり説明会を実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(ア) 実施日時

令和7年4月17日（木） 13時30分から15時00分まで

ただし、参加希望者が多数の場合、予備日として令和7年4月25日（金）を用意し、該当者には事前に連絡するものとする。

(イ) 実施場所

富士市西部浄化センター3階会議室

(ウ) 申込方法

説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課（ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp）に申込むこと。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「説明会参加申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

(エ) 申込期間

令和7年4月3日（木）9時00分から令和7年4月15日（火）16時00分まで
なお、予備日対象者には令和7年4月15日（火）17時00分までに連絡するもの

とする。

(2) 施設見学及び資料閲覧

希望者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

(ア) 実施日時

令和7年4月3日(木) から令和7年5月14日(水)までの期間において、希望者の希望日時を参考に委託者が調整、指定した日時とする。

(イ) 実施場所

施設確認：富士市東部浄化センター 富士市西部浄化センター

資料閲覧：富士市東部浄化センター1階会議室

富士市西部浄化センター2階会議室

(ウ) 申込方法

施設確認・資料閲覧申込書(様式2)に必要事項を記入し、電子メールにて富士市上下水道部下水道施設維持課(ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp)に申込むこと。その他の方法による申込みは認めない。電子メール件名は「施設確認及び資料閲覧申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。

(エ) 申込期間

令和7年4月3日(木)9時00分から令和7年4月30日(水)16時00分まで

(3) 業務説明書等に関する質問の提出

(ア) 提出期間

令和7年4月3日(木)9時00分 から令和7年5月15日(木)16時00分まで

(イ) 提出方法

業務説明書等に関する質問書(様式3-1:参加資格関係 様式:3-2 参加資格関係以外)に必要事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課(ge-shisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp)に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「業務説明書等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、参加資格関係に関する内容については、上記受付期間の期限を待たず、随時提出すること。

(4) 業務説明書等に関する質問への回答公表

業務説明書等に関する質問の回答は、参加資格関係の内容については令和7年5月1日(木)から、参加資格関係以外の内容については令和7年6月2日(月)から本プロポーザルに係るウェブサイトですぐに随時公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書(様式4)とともに参加資格確認書類(様式5~8他)を以下のと

おり提出すること。

(ア) 提出期間

令和7年4月3日(木) 9時00分 から令和7年5月16日(金) 16時00分まで

(イ) 提出方法

富士市上下水道部下水道施設維持課に持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人が持参する場合は、委任状(様式13)を併せて提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限最終日の16時必着とし、書留郵便等、配達までの送達過程の記録が確認できるものにする。

(ウ) 提出書類

次の書類を各1部提出すること。詳細は、別途交付する業務説明書等に記載する

- ① 参加表明書(様式4-1又は様式4-2)
- ② 商業登記簿謄本(履行次項全部証明書)
- ③ 定款
- ④ 会社概要
- ⑤ 営業所票
- ⑥ 事業報告書
- ⑦ 下水道終末処理場の維持管理業務の履行実績(様式6-1)
- ⑧ 下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類
- ⑨ 管路施設の履行実績(様式6-2)
- ⑩ 雇用する記述者の状況(様式7)
- ⑪ 配置予定技術者調書(様式8)

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、参加者に対して令和7年5月26日(月)までに、書面により通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しても通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)以内に、書面(様式は問わない。)により、その理由について説明を求めることができる。委託者は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)に、書面により回答する。

(7) 競争的対話

市及び参加者が十分な意思疎通を図ることにより、参加者が本事業に対する理解を深めるとともに、市の意図と参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることなどを目的とする競争的対話を実施する。

なお、参加者が提案事項を発表する場ではないことに留意すること。また、競争的対話への参加の有無や内容は、優先交渉権者を選定する際の審査に影響しない。

(ア) 参加単位

- ① 本事業の参加資格があると認められた応募構成グループ単位とする。

② 応募構成グループ内の全ての企業の参加は義務付けないが、代表企業は必ず参加すること。

③ 参加人数は15名以内とする。

(イ) 事前手続き

① 提出期間

令和7年5月27日(火)9時00分 から令和7年5月30日(金)16時00分まで

② 提出方法

「競争的対話申込書」(様式9-1)と「競争的対話の議題」(様式9-2)に必要な事項を記入し、電子メールにより富士市上下水道部下水道施設維持課 (geshisetsuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp) に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「【参加者記号】競争的対話申込書及び議題」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

(ウ) 実施予定日及び会場

① 実施予定日

下記の期間の中のいずれかの日程を調整し、参加者に通知する。

令和7年6月9日(月)、令和7年6月10日(火)

② 会場

西部浄化センター 3階 会議室

なお、待合室を用意していないため、開始10分前に集合すること。

③ 時間

1グループあたり90分とする。

(エ) 競争的対話実施者

① 参加者

構成員の担当者(事前に届け出た参加希望者とする。)

② 発注者

市担当者、アドバイザー業務委託企業担当者

(オ) 競争的対話の進め方

① 時間の配分

- 1) 競争的対話の時間に、入室・説明準備、注意事項等の説明及び退室の時間を含む。
- 2) 入室・説明準備の時間が想定時間を上回った場合でも競争的対話終了時間は変更しないため、速やかに入室及び資料配付等の準備をすること。
- 3) 参加者間の公平性を確保するため、質疑応答の途中でであっても、予定時間を経過した時点で対話は終了する。ただし、議題ごとの時間制限は設けない。

② 当時の進行

- 1) 全体の司会進行は市側で行う。
- 2) 対話は、議題ごとに参加者から背景・趣旨、確認内容等の説明をする。続いて、市から必要に応じて確認、質問等をする。市からの応答を受け、必要に応じて、再度の質問と応答を行う。その後、次の議題に移るという進行とする。

(カ) 留意事項

① 議題の内容は、参加者の任意とする。ただし、維持管理と更新の一体マネジメン

トについては必須とする。競争的対話では、市は、参加者から事前に提出された「競争的対話の議題」において、募集要項等を満たすものであるか否かについて回答するが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等は行わない。なお、確認のために時間を要するものについては、後日の回答とする場合がある。

- ② 「競争的対話の議題」に記載がない質問や、「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった内容については、原則として回答を行わない。
- ③ 対面・口頭による意見交換を原則とするが、市及び参加者相互の意思疎通を円滑にするために、参加者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可とする。ただし、その場合は「競争的対話の議題」と同時に電子データ（PDF 形式）を提出すること。当日競争的対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を配付することは認めない。ただし、事前に提出された資料と同一であれば、拡大した図面、資料等のパネル等を持ち込むことは妨げない。競争的対話当日は市分の資料を 10 部持参すること（参加者分の資料は、必要部数を適宜用意すること）。
- ④ 特別な理由がない限りの入退室、携帯電話の使用及びカメラの使用は認めない。ただし、録音機の使用は認める。
- ⑤ 参加者は、競争的対話実施後速やかに議事録を「競争的対話の議題」の回答欄に記載すること。なお、対話終了 5 分前には協議を終了し、その場で議事録の概要について双方で確認する。参加者は、議事録を実施後 1 週間以内に電子メールにて提出すること。市は、参加者が作成した議事録を、競争的対話の結果公表のために使用する。また、提出された議事録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがある。
- ⑥ 競争的対話の結果は、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、競争的対話の実施後、令和 7 年 6 月 27 日（金）（予定）にホームページで公表する。
- ⑦ 競争的対話における市の回答は、ホームページで公表した内容を正式回答とする。

（8）技術提案書等の提出

参加者は、技術提案書類提出届（様式 10）とともに技術提案書等を以下のとおり提出すること。

（ア）提出期間

令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 8 月 8 日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで）

（イ）提出方法

富士市上下水道部下水道施設維持課に持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式 13）を併せて提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限最終日の 16 時必着とし、書留郵便等、配達までの送達過程の記録が確認できるものにする。

（ウ）提出書類

提出部数は、技術提案書類提出届（様式 9）については 1 部、技術提案書については 10 部（正本 1 部、副本 9 部）とする。上記技術提案書の電子データ一式を CD-ROM に格納し、提出すること。また、技術提案書を通して印刷できるようにした PDF 形式データも併せて格納すること。なお、副本の技術提案者名は黒塗

りし特定されないように匿名化すること。

- ① 技術提案書類提出届（様式 10）
- ② 技術提案概要（様式 11-1）
- ③ 会社概要及び受託実績（様式 11-2）
- ④ 本委託業務の実施方針（様式 11-3）
- ⑤ 本委託業務の実施体制（様式 11-4）
- ⑥ 維持管理と更新の一体マネジメント手法（様式 11-5）
- ⑦ データベース化管理・活用手法（様式 11-6）
- ⑧ 脱炭素化推進手法（様式 11-7）
- ⑨ 地域貢献（地元資源活用及び地域連携）（様式 11-8）
- ⑩ 地域連携（地元企業への業務発注）（様式 11-9）
- ⑪ 危機管理安全対策業務提案（様式 11-10）
- ⑫ 水道事業との連携に関する提案（様式 11-11）
- ⑬ 脱水汚泥の減量化に関する提案（様式 11-12）
- ⑭ 放流水質の高度化に関する提案（様式 11-13）
- ⑮ 施設老朽化対策に関する提案（様式 11-14）
- ⑯ 処理場と管路の一体管理に関する提案（様式 11-15）
- ⑰ プロフィットシェアに関する提案（様式 11-16）
- ⑱ その他任意業務提案（様式 11-17）
- ⑲ 技術提案目標値（様式 11-18）
- ⑳ 参考見積と積算根拠（様式 11-19）

（９） 参加の辞退

参加表明書（様式 4）の提出以降、技術提案書の提出期限まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで）に辞退届（様式 13）を富士市上下水道部下水道施設維持課に持参又は郵送で提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人が持参する場合は、委任状（様式 13）を併せて提出すること。なお、郵送の場合は、提出期限最終日の 16 時必着とし、書留郵便等、配達までの送達過程の記録が確認できるものにすること。

（10） プレゼンテーション及びヒアリングの実施

評価委員会は、技術提案書の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施することを基本とする。ただし、参加者が 6 者以上の場合、事前審査によりプレゼンテーション及びヒアリング実施者 5 者を選定するものとする。

（ア） 実施予定日

令和 7 年 8 月 22 日（金）

（イ） 実施内容等の詳細

実施時間、実施場所、プレゼンテーション及びヒアリングの方法、ヒアリング内容については、事前に参加者に通知する。

なお、参加者は、この通知を受け取ってから 1 週間以内にプレゼンテーションへの出席者の申込みを書面にて行うこと（様式 12）

(11) 優先交渉権者の特定

予め定めた提案評価基準に基づき、評価委員会の審査により優秀提案者を特定する。優秀提案者の特定結果を踏まえ、委託者は優先交渉権者を決定する。

審査の詳細については、別冊の「富士市終末処理場管理運転等業務委託 提案評価基準」を参照のこと。

(12) 特定結果の通知等

委託者は、特定結果を参加者に速やかに通知(令和 7 年 9 月 1 日(月)を予定)するとともに、本プロポーザルに係るウェブサイトで公表する。この場合において、優秀提案者に特定されなかった者に対しても通知する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)以内に、書面(様式は問わない。)により、その理由について説明を求めることができる。委託者は、説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内(土曜日、日曜日及び祝休日を含まない。)に、書面により回答する。

(13) 委託契約の締結

委託者は、優先交渉権者に見積書の提出を求め、委託契約を締結する。委託契約の詳細については、別冊の「業務委託基本契約書(案)」を参照のこと。

なお、優先交渉権者が委託契約を締結しないときは、技術提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

(14) 失格事由

次のいずれかに該当するプロポーザル参加者は失格とする。

- (ア) プロポーザルの参加資格要件を満たさない者
- (イ) 参加表明書及び技術提案書を提出期限までに提出しない者、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった者又は正当な理由がなく指定した時刻に遅れた者
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (エ) 優先交渉権者の特定までの間に、直接又は間接を問わず評価委員会委員又は関係者と本業務に関する接触を試みた者
- (オ) その他評価委員会が不適格と認めた場合

(15) その他

- (ア) 本プロポーザルに付する業務に係る基本契約は、地方自治法第 214 条の規定に基づく債務負担行為である。基本契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、富士市は、各業務契約締結の

協議にあたって、この基本契約を変更又は解除することができるものとする。

- (イ) 参加者は、参加表明書(様式 4)の提出をもって、業務説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (ウ) 参加者は、参加表明書(様式 4)の提出をもって、業務説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (エ) 本プロポーザルで使用する言語は日本語、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- (オ) 提出書類の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ① 参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、委託者は必要な範囲でこれが無償で 사용할 ことができるものとする。この場合、当該参加者の技術上及び商業上のノウハウは公表しない
 - ② 参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、委託者が指示をした場合を除き、認めない。
 - ③ 提出書類の内容を確認するため、確認書類(契約書、証明書の写し等)の提出を求めることがある。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
 - ⑤ 技術提案書を提出する参加者が、他の事業者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて本業務を履行しようとする場合には、技術提案書にその旨を明記するものとする。
- (カ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。
- (キ) 富士市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討の範囲であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

4 本業務に関する問い合わせ先

(1) 本業務及び本プロポーザルに関する問い合わせ先

富士市上下水道部下水道施設維持課

〒416-8686 富士市本市場 441 番地の 1 (静岡県富士総合庁舎 6 階)

(TEL) 0545-67-2846 , 0545-67-2845

(FAX) 0545-67-2896

(E-mail) ge-shisetuiji@div.city.fuji.shizuoka.jp

(本プロポーザルウェブサイト)

https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0207/wppp_koubo.html

(2) 契約締結に関する問い合わせ先

富士市上下水道部上下水道経営課

〒416-8686 富士市本市場 441 番地の 1 (静岡県富士総合庁舎 6 階)

(TEL) 0545-67-2814

(FAX) 0545-67-2890

(E-mail) jouge-keiei@div.city.fuji.shizuoka.jp